

公田について

泉谷 康夫

【要約】 律令時代の諸史料中には公田という言葉がしばしばみられるが、令集解の説をそのまま適用する、公田は粟田のことであるというような安易な考え方が広く行われ、これについての基礎的研究はまだ行われていないようである。しかし、これの充分な認識なくして律令制的土地制度の変遷、庄園制成立についての正しい理解は成立しえないと考えられる。本稿は斯かる観点から公田の基礎的考察を試みたものである。公田は本来口分田等に宛てられる以前の田地を意味し、耕作すれば輸地子田として扱われたと考えられる。ところが、養老令の施行によつて輸租田として六年間の耕食が許されるに至つた。天長元年には耕食の期間が延ばされ一身の間となり、郷戸制の崩壊と相まつて、公田と口分田は同一の扱いをうけるに至る。天長以降の公田は斯かるものであるが、十一世紀以降は公田に領主権が認められるようになった結果、公田は不輸租の庄園に対立する言葉——輸租田を意味する言葉——として用いられるに至つた。このような公田の変化に伴つて、当然のことながら、私田や庄園の意味するところもまた変つてくるのがみられるのである。

はじめに

平安時代の土地制度は、庄園の発達によつて特色づけられるといつてもよからう。そうして、庄園制の成立過程について述べた論文の数は少くない。しかし、それらの殆んどは、庄園制と律令制とを単純に対置し、土地私有の側面からの考察に終始したため、庄園制の成立過程を充分明ら

かにすることが出来なかつた。最近このような研究上の欠陥が反省せられ、松岡久人・吉田晶・村井康彦・戸田芳実等の諸氏によつていわゆる公領についての研究が進められ、^①律令体制の変質との関連において庄園制の成立が考えられるようになり、研究は一段と進展するに至つた。しかしなお残された問題も多い。本稿は残された問題の一つ——公田——について述べるものであるが、この公田の考察は同

時に庄園制の成立過程をも明らかにしてゆくことになるであらう。

奈良時代から平安時代へかけての諸史料中には、公田という言葉がしばしば現れる。ところが、これら公田の意味する内容は必ずしも一様ではない。しかし、若し無規定に公田という言葉が用いられていたとすると、それは既に一つの言葉としての意味をなさないことになるから、そこには必ずから一定の用法があつたはずである。従来これらの点については殆んど注意が向けられてこなかつたが、律令制下の土地制度を正しく理解してゆぐためには、先づこの公田という言葉がどのように用いられていたかを知ることが必要であらう。従つて本稿では、公田の用法を明らかにすることから考察をはじめることになる。

一

養老令において公田の文字のみえるのは、田令中の次の二カ条だけである。

(公田条) 凡諸国公田、皆国司随郷土估佃賃租、其佃送_二太政官_一、以宛_二雜用_一、

(荒廢条) 凡公私田荒廢、三年以上、有能借佃者、經_二官司_一、判借之、雖隔越亦聽、私田三年還_二主_一、公田六年還_二官_一、限滿之日、所借人口分未足者、公田即聽_二宛_一口分、私田不合、其官人於_二所部界内_一、有空閑地願_二佃者_一、任聽_二營種_一、替解之日還_二公_一、大宝令公田条は、龜田隆之氏の復元によると、

凡(諸国)公田(皆国司)販売、其佃供公瘠料、以充雜用、であつて、やはり公田という文字があつた。次に、大宝令荒廢条であるが、これは公田条と異り、その完全な復元は不可能である。しかし、令集解の荒廢条には大宝令の註釈である古記が多く引かれているから、その一部を知ることが出来る。いま古記の中から、大宝令の条文と考えられるものを拾い出して並べると、次のようである。

荒廢三年以上

主欲自佃先尽其主

荒地

任聽營種

替解日還官收授

僅かに残つた条文ではあるが、これを養老令の条文と比較すると、大宝令では養老令とかなり異つていたことが知られる。大宝令荒廢条に公田という文字があつたか否かは、

右の逸文から明らかにすることは出来ない。しかし、次の二点からなかつたものと考えてよいと思われる。即ち、第

一点は、令集解をみると養老令荒廢条中の「公私田」「公田」「私田」について義解をはじめとして積・跡・穴・朱等の註釈がみられるにもかかわらず古記の註釈が全くみられないことであり、第二点は、「主欲自佃先尽其主」という大宝令だけにみえるこの部分が有主田について述べられたものであり無主田である公田について述べられたものとは考えられず、また仮に無主田について説明を加えた条文——「主欲自佃先尽其主」に対応する条文——があつたとしてもその場合の無主田は「荒地」を指すと考えられることである。

養老令荒廢条の公田は私田に対立する言葉として用いられている。大宝令荒廢条に公田という言葉が右に述べたようになかつたとすると、それに対立する言葉として用いられている私田もまたなかつたと考えるべきであろう。このことは、私田についての古記の註釈が公田のそれと共に全く残つていないことによつて裏付けられる。恐らく、大宝令荒廢条は、

凡口分田荒廢、三年以上、……となつていたのであろう。

大宝令で公田の文字のみえるのは公田条だけだつたと考えられるのであるが、この公田を註釈して古記は「公田不輸租、以十分之二地子為佃也」と述べている。即ち、古記によると、公田は不輸租田でありまた地子田でもあつた。この公田条の公田について、養老令に註釈した義解は「公田者乗田也」と述べ、令集解にみえる同条公田のもう一つの註釈である釈説も義解と同様に公田「乗田説をとつている。乗田は地子田であり不輸租だつたと考えられるから、公田条にみえる公田の解釈について、不輸租田であり且つ地子田であつたという点で諸説は一致をみる。しかし、古記成立以後の史料ではあるが、天平十二年の遠江国浜名郡輸租帳^③には応輸地子田として乗田の外に欠郡司職田及び射田の名がみえ、民部例^④によると不輸租田の地子田として乗田の外に無主位田・闕郡司職田・闕国造田・闕采女田・射田があげられており、延喜式には更に多くの地子田の名がみえているから、不輸租田の地子田は乗田だけとは限らず、従つて若しこれらの乗田以外の地子田の設定が古記成

立の上限と考えられている天平十年正月^⑤にまで遡りうるとすると、古記が公田_一乗田説をとつていたとは云い切れず、古記と義解及び釈の公田解釈には違いがみられるとすべきであろう。

古記の説はさておくとして、養老令公田条の公田は乗田のことであつた。ところが、養老令荒廢条の公田に対する令集解・義解の註釈では公田_一乗田説がとられていない。

即ち、義解は「位田、賜田、及口分田、墾田等類、是為_レ私田、自余者、皆為_レ公田_一也」と註釈しており、公田は乗田だけに限られなかつたことが知られるのである。穴説は「公、謂上条乗田也」と述べて公田_一乗田説をとつているようにみえるが、右にすぐひき続いて「其寺神田、量_レ状亦可_レ為_レ公田_一也、(中略)闕官田為_レ無_レ主故、若有_レ借佃_一者、約_レ公田_一也」と述べて寺神田・闕官田もまた公田として扱うことを明らかにしている。

ここで養老令荒廢条で公田と対立する概念として用いられている私田についての註釈をみてることにしよう。私田の内容を明らかにしてゆくことは、これと対立する概念たる公田の内容をも明らかにすることになると考えられる

からである。義解が私田として具体的に名をあげているのは位田・賜田・口分田・墾田であるが、「位田・賜田・及口分田・墾田等類」とあることによつて明らかを通り、私田のすべてを尽したものではない。ではどのような種類の田地がこの外に私田と考えられていたのだろうか。朱説は次のように述べている。

朱云、私田三年_一選_レ主、公田六年_一選_レ官者、未知、職田、位田、功田、賜田等、為_レ私田_一為_レ公田_一何、凡此田亦聽_レ判借_一不、答、皆可_レ為_レ私田_一也、此亦可_レ判借_一者、

ここでは義解でみられなかつた職田と功田が私田としてみえている。その反面口分田と墾田があげられていないが、朱説はこの両者が私田であることを前提として職田・位田・功田・賜田等が私田であるか公田であるかを問うているのであり、口分田及び墾田もまた私田だったのである。職田及び功田を私田と考える点において穴説も朱説と一致する。穴記は「公、謂上条乗田也、其寺神田、量_レ状亦可_レ為_レ公田_一也」と公田が乗田・寺神田等を指すことを明らかにした後、これにすぐひき続き次のように述べている。

自余雜色田皆為_レ私田_一、雖_レ職位功田、若_レ盜作日苗子_一還_レ官主者、

可_レ云_レ主故、令師云、治田亦在私田 闕官田為_レ无_レ主故、若有_レ借佃者、約_二公田_一、

やや難解な文章であるが、「その意味は、乗田及び寺田神田は公田なれども、自余の雑色田は職位・功田の如きも私田である、何となれば之を盗作した者は、播種せる苗子は之を『官主』に返還せよという律の規定に従て『主』に返還すべきであるからである。これに反し闕官田（職田の公に返れるもの）は『無主』の田であるから、荒廢田として借佃を許す場合には、公田の借佃として取扱はねばならぬと云ふことである。」とする中田薫氏の解釈^⑥に従うべきであろう。即ち、穴説は口分田・墾田は勿論のこと職田・位田・功田の如き有主田はすべて私田であり、これに対し無主田はすべて公田として取扱うべきだと述べているのである。このように、穴説が公田と私田とを識別する方法として無主であるか有主であるかという基準を出してきているのは注目される。何故ならば、義解・朱説（及び釈説）が私田として名をあげているのはいずれも有主田であり、従つて穴説の公私田識別の基準はこれら諸説にもあてはまると考えられるからである。

以上述べてきたことで明らかのように、義老令荒廢条の公田及び私田に対する令集解及び義解の諸註釈は、公田・無主田・私田・有主田説をとつていたのである。

ところで、諸説が私田・有主田として具体的に名をあげている口分田・位田・賜田・功田・墾田（治田）・職田等は延喜式によるといづれも輪租田である^⑥。この中の口分田・位田・賜田・功田・墾田は古記・民部例・穴記等においても輪租田と記され、延喜式の説くところと一致するのであるが、職田は古記及び穴記において不輪租田と記されており、延喜式と異つてゐる。職田は古記及び穴記の説くように本来不輪租田だったのであるが、穴記の説くところは注目すべきである。即ち、田令田長条「租稻二束二把、町租廿二束」の註釈の中で穴記は職田が不輪租田であることを主張しながらも、「但輪租不_レ輪租委曲者、説_二令釈_一了、可_レ覆問_二也_一」と疑義を申述べているのである。令釈は「其職田亦無_レ租、亦為_レ師説、令釈稱_二師説_一者、作_レ今日、論無_レ租所_レ定、更不_レ可_レ有_レ別式_二也_一」と不輪租田説をとつてゐるのであるが、穴説がこのように疑義を提出しなければならなかつたのは、穴説が成立した当時において職田が

輸租田であるか不輸租田であるかが問題になつていたことを示すものと考えられる。このように輸租か不輸租かが問題になつてきたのは、職田が位田・賜田・功田等と大差のない有主田だつたことに起因すると思われる。延喜式において職田は輸租田とされているのであるが、このことは、有主田は輸租田である——無主田は不輸租田である——という原則が確立していつたことを物語るものであろう。このように私田（有主田）は輸租田であり公田（無主田）は不輸租田であるという觀念が生ずるのであるが、この公田は不輸租田・私田は輸租田説は、以後少くとも十一世紀初頭の頃まで公私田識別の基準として法家の間に伝えられていつたらしい。即ち、惟宗允亮が、政事要略の中で、公田は不輸租田を指すと強く主張しているのがみられるのである。^⑧

養老律は一部を残して多くは闕佚し、他は僅かに逸文が残つているにすぎないため、公田という文字の用例は戸婚律逸文中に次の二例をみるだけである。即ち、

凡妄認^二公私田^一、若盜貿易賃租者、一段以下管五十、二段加^二一等^一、過^二杖一百^一、五段加^二二等^一、罪止^二徒二年半^一、^{謂^レ認^二公私田^一、^{稱^レ爲^二己地^一}}

諸盜^二耕^レ種公私田^一者、一畝以下管三十、五畝加^二一等^一、過^二杖一百^一、十畝加^二二等^一、罪止^二徒一年半^一、荒田減^二二等^一、強者各加^二一等^一、苗子飯^二官主^一、

という唐律に対応する養老律である。右の公私田に対する法家の註釈は残つていないが、それが養老令荒廢條の公私田のそれと同一内容であることは、養老令荒廢條の公私田に対する註釈中の穴記に後者即ち戸婚律盜耕種公私田條が引かれてることによつて明らかであらう。

以上、律令における公田の用例とこの公田に対する法家の註釈について述べてきたのであるが、次に公田という言葉の一般的用法について述べることにしよう。

二

公田という文字は律令以外にも多くみられる。私達は、これら律令以外の史料にみえる公田に、前節で述べたような律令の公田に対す法家の解釈をそのまま適用していつてよいものであろうか。律令以外の史料といつても、租帳・青苗帳・不堪佃帳・損田帳等の雑公文では公田という言葉を用いていないから、主として田券の類及び格式（勅或は官

符）等である。そこで、先ず田券類の用例からみてゆくことにしよう。

田地売券等に見える四至の記載中に、「限公田」として公田の文字がしばしばみられるのは、周知のところである。

この場合の公田が乗田や無主田或は不輪租田を意味するものでないことは、その現れる回数が余りにも多いことから凡その推定はつくが、次の例はこのことを明示している。

寺家伝法供家牒 丹波国衙

（中略）

一欲被下符於多紀郡、任先牒旨、令免除剩田収公庄司寄人臨時雜

役状

在河内郷一条三大山里八坪式段佰捌拾捌歩被注乘田本寺田一段七十二歩外記益

二条四里桃本里十五坪式段被注乘田

十六坪式段佰肆拾肆歩被注乘田

已上兩坪者、以四至内野地、請因判治開寺田、

廿六坪壹段式佰拾陸歩被注公田、祇園軒寺田、

卅三坪壹段佰肆拾肆歩被注乘田、祇園軒寺田、 殿官

右彼庄去月廿六日解状偶、今年檢田收納（一）、以件田称被取剩田公

田、責勘地子并付徴色色雜物、（下略）^⑩

右の牒では公田・乗田・寺田が別のものとして併記されて

おり、公田と乗田とは明らかに区別されているから、公田は乗田のことではなく、また無主田のことでも不輪租田のことでもないのである。次に、延喜五年九月十日の日付のある東大寺領因幡国高庭庄檢田帳^⑪は天平勝宝七年・宝龜四年・弘仁十四年・嘉祥三年の田図を比技したものであるが、天平勝宝七年の田図によると後に高庭庄となつた地は一段から四・五段に至る多くの零細な百姓治田と清水寺田・乗田・公田・口分田よりなつていたし、宝龜四年も（口分田こそみられないが）百姓治田・寺田・乗田・公田よりなつていたことがしられ、この場合の公田もまた乗田或は無主田・不輪租田のことを意味してないのである。

右にあげた例で明らかになつたと思うが、田券類にみられる公田の用法は田図田籍における公田の用法に拠つていると考えられる。では、田図田籍に記された公田というのは一体どのような性格の土地であろうか。このことをよく物語るのは、天平神護二年（七六六年）十月二十一日付の越前国司解^⑫の中の次の部分である。

東南五条九粉谷里十九粉谷田上分南式佰歩課付高向郷戸主品治部公千国名、今改正寺田、

右檢案内、上件田地、依去天平感宝元年四月一日 詔書、国司

守從五位下粟田朝臣奈勢麻呂、掾從六位上大伴宿禰潔足等、以
同年閏五月四日、占東大寺田地已訖、然寺家占後、百姓等私治
開寺地、為己墾田、今勘問百姓、申云、誤治寺地、無更所申、
己等所治進上寺家、伏弁已訖、亦船王并右京四条一坊戸主從七
位上上毛野公與麻呂戸口田辺米女等、治開寺地為己墾田、依有
罪人支儼、没官是實、寺家所占堺内、仍改正寺田、亦以天平宝
字四年、按田馱使正五位上石上朝臣與繼等、寺家所開不注寺田、
只注今新之由、即入公田之目錄數、申官已訖、仍以天平宝字五
年班田之日、授百姓口分、并所注公田、分改張、並為寺家田已
訖、但百姓口分代者、以乘田替授之、

右で注目すべきは、按田使が公田であるか否かを決定して
図帳に記入し、公田と決つたものは班田の際に口分田として
農民に班給されたということである。百姓口分田として
班給されたことは公田が無主田であることを示しているが、
公田と乗田が区別して用いられている点を考えると、公田
というのは無主田であり次の班田の際に口分田となるか乗
田となるか將たその他の諸田になるかその帰属が決定され
るべきはずの田地であつたといえる。引用の史料はたまた
ま新開田が公田とされた場合のものであつたが、新開田だ
けでなく、死亡等によつて収公された口分田も公田として

按田の際の図帳に記載されたと考えてよいだろう。公田の
このような用法は、貞觀の頃においてもなおみることが出
来る。即ち、貞觀元年（八五九年）の元興寺領近江国依智庄
檢田帳に、

卅五下古家田五段二百歩下

右坪、田刀依知大富愁云、此田唯有名少実、无由進地子、雖前
々使愁申、而都不弁、以強迫无実地子、於穷民大愁者、仍今勘
推之、前々寺所領三段二百歩、被奪公田二段也、被陳其由、口
分戸主依知真象申云、己不知寺田給口分、今承賢者教、更不預
作申、避已畢、即進地子、

八里二家田七段百卅歩、

右坪、東一段二百卅歩中上、先々被取公田、不進地子、无人勘
匡、遂被給奪昨丸口分、転无由勘、而令別當僧豊保推決、令進
避文、即地子勘収之、

とみえるのがそれである。公田とされた後に口分田として
班給されていつた状態がよく示されている。

田券類にみえる公田という言葉は右に述べたような意味
で用いられているが、ここで注意しておかなくてはならぬ
のは、公田とされた土地がすべて口分田・乗田等に宛てら

れたのではないということである。先に一寸触れた延喜五年の東大寺領因幡国高庭庄検田帳によると、高庭郡北二条土浦東里外の二十三から三十四に至る坪は天平勝宝七年(七五五年)には二十三・二十四の両坪が山であつたことが知られる外は無図の状態だつたが、宝龜四年(七七三年)の田図にはすべて山と記され、弘仁十四年(八二三年)には開墾が進んだらしくここに四町八段余の公田のあつたことが知られるが、嘉祥三年(八五〇年)の田図ではまたすべてこの山と記されるに至つてゐる。このように一度開墾されたところが再び山に逆もどりはしたの、この地が耕地として不適なところだつたからであらう。恐らく、弘仁十三年頃の検田において公田とはされたものの、この地は収穫の極めて少い田であるため、口分田として農民に班給されることもなく、また乗田として賃租に出されることもなく、弘仁十四年の班田図には公田としてそのまま記載されたものと思われるのである。

次に、格式(勅或は官符)等に見える公田についてみることにしよう。但し式についてはその成立年代が不明なため、一応考察から除外することにする。格式等における公田の

初見は、

太政官奏、諸国公田、国司随郷土活価賃租、以其價送太政官、以供公辦、奏可之、

という続日本紀天平八年(七三六年)三月庚子^{二十}の条である。

令の規定と類似した文章で、何故このような奏上がなされたのか明らかになしえないが、公田という言葉が令の条文の公田と同様に用いられている点に注意しておきたい。次に公田の文字のみえるのは、続日本紀天平宝字元年(七五七年)八月辛丑^{廿五}条の次の勅である。

勅曰、治国大綱、在文与武、廢一不可、言著前經、向來放勅、為勸文才、随職閑要、量置公田、但至備武、未有処分、今故六衛、置射騎田、每年季冬、宜試優劣、以給超群、令與武芸、其中衛府卅町、衛門府、左右衛士府、左右兵衛府各十町、

この勅と同様、諸司要劇田の設置について述べた天応元年(七八一年)三月八日の太政官符は、

合二条

一請加射田一事

(中略)

一請置學校料田一事

(中略)

以前得_二大宰府解_一碓、管内諸国乗田多_レ数、望請、置_二上件田_一賞
以_レ勸_レ人者、右大臣宣、奉_レ勅、宜_レ依請、

と、先の勅が公田と述べたところを乗田と記している。だが、天平宝字年間に乗田という言葉が使用されていなかつたわけでないから、勅の公田はイコール乗田ではないようであり、この点も注意しておきたい。

次に公田の文字のみえるのは、延暦十五年(七九六年)となる。即ち、

越前国坂井郡公田二町、荒田八十町賜_レ諱、

という日本後紀延暦十五年九月癸卯条の^{十五}記事である。以後、公田の文字は斯かる賜田記事の中に多くみられる。この場合の公田は、賜田に宛てられた田であるから無主田であると考えてよい。そうして続日本後紀には、

近江国野洲郡公田并荒廢田二百八十五町、賜_二親子内親王_一、^{八三}
^{七年}^{三十}
四年二月癸亥条)

という記事と共に、

以_二撰津国八部郡_一公田并乗田廿一町、為_二後院勅旨田_一、^{八三}
^{八年}
五年三月癸亥条)

という記事があり、公田は乗田を意味するものでないことが知られるから、賜田記事の公田が田券類にみえる公田と同種の田を指していることは推定して誤らない。従つて、賜田記事における公田は、正しくは現作公田とすべきであり、荒田は荒廢公田とすべきであろう。では延暦以降における官符類の公田の用法はどうであろうか。弘仁五年(八一四年)正月十五日の「^⑩応_レ給_二軍毅職田_一事」を定めた太政官符には、

望請、以_二校出公田_一、准_二陸奥国軍毅_一、給_二件職田者_一、

とあるが、この公田の用法は田券類における公田の用法と同じである。官符類には用法の明確なものが少いため一例しか引きえないが、このように官符類にみえる公田も田券類にみえる公田と意味するところは変わらないのである。

さて、公田には現作田と荒廢田とがあつたのであるが、現作田の面積は荒廢田に比べると非常に少なかつたように思われる。賜田記事を見ると、現作公田が賜田に宛てられた場合その面積は極めて小さく二町前後かせいぜい十町余であるのに対して、荒廢公田の場合は百町乃至二百町というのが普通であり、現作公田の比率の小さかつたことが知

られるのである。先に述べたように、公田は口分田にも乗田にもすることの出来なかつた生産力の低い土地だつたのであるから、その大部分は荒廢田になつていつたと思われ、荒廢公田の多かつたのは当然のことである。荒廢公田の多くあつたことは、天長元年(八二四年)八月二十日の太政官符に「夫除不堪田^⑧之外、别有常荒田、百姓耕作、国司徴租、民畏此迫、常憚耕食、伏望、一身之間、永聽耕作、但六年之後徴租如法者」と述べられてゐることによつても証せられる。そうして、この官符で注目すべきは、荒廢公田を農民が耕作した場合、輪租田とされてゐたことである。この点こそ、一般的用法における公田が乗田と同様に無主田でありながら、乗田と非常に異なる点なのである。以上、平安時代の初頭までに限つて公田の一般的用例に考察を加えてきたのであるが、ここでみられた公田の用法は法家の公田に対する註釈と非常に異つてゐる。これは何故であろうか。次にこの点について考えてみることにする。

三

令文中の公田という言葉に対する諸家の註釈と公田とい

う言葉の一般的用法とは一致しないのであるが、これは当然のことである。何故ならば、令集解・義解の公田に対する諸家の註釈というのは、公田という言葉の一般的用法に随つて令の公田条或は荒廢条を解釈したのでは条文の意味が通じなくなつてきたため、公田条の公田は乗田のことであるとか、荒廢条の公田は無主田、不輪租田のことであるとかいう註釈を加える必要が生じて出来たものだからである。ところが、義解が「公田者乗田也」と公田条で述べてゐることから、この公田は乗田説をあらゆる公田の用例にあてはめてゆこうとする考え方が^⑨ある。しかし、このような考え方が本末顛倒した誤つたものであることはいうまでもなからう。では何故公田の令文における用法と一般的用法が註釈を必要とするように異つてきたのであろうか、この間の事情について少し考えてみる必要がある。

天平八年(七三六年)三月二十日の太政官奏では公田という言葉が大宝令公田条中の公田と同様に用いられてゐることを先に指摘しておいたが、このように本来は令文の用法と一般的用法は矛盾しなかつたのである。従つてその当時においては、口分田・位田・職田その他の雑色田に宛てら

れて残つた田地は——公田は——すべて地子田として賃租に出されてあり、荒廢公田が開墾されてそれが輪租田とされるというようなケースはなかつたと思われる。大宝令を註釈した古記が「公田不_レ輪租、以_二十分之二地子_一爲_レ價也」とだけ述べ、公田は乘田のことであると限定しなかつたのは恐らくそのためであろう。即ち、天平十年(七三八年)頃にはまだ公田は乘田のことであると限定して輪租田の公田と區別する必要がなかつたと考えられるのである。また、天応元年(七八一年)三月八日の太政官符で乘田と記されたところが天平宝字元年(七五七年)八月二十五日の勅では公田となつてゐることを先に指摘したが、このことも右のように考えることによつて無理なく理解出来るのである。

では荒廢公田を耕作した場合、それが輪租田とされるに至つたのは何時頃からであろうか。大宝令荒廢条には荒地を開墾した場合についての規定があつたと思われるが、荒廢公田についての規定があつたとは考えられない。大宝令荒廢条の中にあつたと考えられる荒地という言葉は、古記が「未熟荒野之地、先熟荒廢者非」と註釈していることで明らかかな通り荒廢公田を指すものではない。養老令荒廢条

では荒廢公田の耕作について規定しているが、この養老令が施行された天平勝宝九歳(七五七年)以前の格式で荒廢公田の耕作に触れたものは見当たらないし、これ以降において公田の令文中の用法と一般的用法の異つてくるのがみられるから、荒廢公田の耕作についての規定は恐らく養老令が最初であり、養老令の施行によつて六年という期限付ではあるがはじめて荒廢公田は輪租田として耕作が許されることになつたのであろう。ところで養老令荒廢条の本文は、

荒廢公田が耕作された場合それが輪租田となることを何ら規定してゐない。しかし、義解及び釈説が荒廢条中の「私田三年還_レ主、公田六年還_レ官」の註釈において「雖_二班田年、未_レ滿_レ限者、不_レ合_レ取、其限内者輪_レ租、限外者輪_レ地子」_一「雖_二班年_一而未_レ至_二三・六年_一之間者、不_レ取也、案三年六年之間可_レ出_レ租也」と述べているように、輪租田だつたことは推定して誤りなからう。もつとも、義解の完成した天長十年(八三三年)には既に天長元年(八二四年)八月二十日の太政官符によつて荒廢公田を開墾した場合は輪租田として一身の間耕食することが許されるに至つており、この義解の註釈は机上のものでしかなかつたが、それにし

てもこれら註釈は在来の慣例によつていふと考へるべきであらうから、養老令施行の頭初から荒廢公田が耕作された場合は輪租田として取扱われていたと考へてよからう。

このよゝな輪租田としての公田は、荒廢田であるためその耕作の初年こそ多大の勞力を費さなければならなかつたであらうが、地子田である粟田に比べると比較にならぬほど負担の少ない田地であり、また墾田ほども開墾に困難を伴なわなから中小農民でも容易に耕作することが出来、これがため急激に増えていつたと思はれる。そうして、このよゝな輪租田である公田の増大した結果は、公田といえは地子田（粟田）よりも一般には輪租田の方を指すに至り、かくして養老令公田条の用法と一般の用法が相違するに至り、養老令公田条の公田は粟田のことであるとの註釈が必要になつてきたと考へられるのである。

養老令荒廢条の公田に対する諸家の註釈は公田＝無主田（不輪租田）説をとり、公田条のそれと少し異つてゐるが、これは何故であらうか。荒廢条において公田は私田に對立する言葉として用いられてゐる。私田という言葉の用例は我國では非常に少く、田券類に至つては皆無といつてよい

状態である。このことは、私田という言葉が我國で一般に殆んど使用されることがなかつたことを示すものであらう。従つて、このよゝな私田に對立させて公田という言葉を用ゐることも一般には余り行われなかつたと思はれるのであり、荒廢条における公私田という用法は我國の一般的用法によつたものではなくて唐令の影響によるものと考へられるのである。現存唐令中から公私田という言葉のみつけ出すことは出来ないが、唐律では用いられてゐるから、唐令でも用いられてゐたと考へて誤りなからう。このよゝに、養老令荒廢条は最初から註釈を必要とする条文だつたのである。かくの如く、養老令公田条の公田が大宝令の用法をそのまま踏襲したの對して同令荒廢条の公田は唐令における用法を踏襲したと思はれ、兩者に対する諸家の註釈の違いはここから生じたと思へられるのである。

四

太政官符

應_三諸國荒田令_二民耕食_一事

右參議左近衛中將從四位上兼行下總守清原真人夏野奏狀稱、夫

除不堪佃之外、別有常荒田、百姓耕作、国司徵租、民畏此
迫、常憚耕食、伏望、一身之間、永聽耕食、但六年之後徵租
如法者、右大臣宣、奉勅、依奏、唯池溝堰等加公功者、不
聽用其水、復不得因此勢家耕作、

天長元年八月廿日

右は先に少し引用した天長元年(八二四年)の太政官符で
ある。先に述べたように、養老令の施行によつて荒廢公田
は輪租田として六年間耕食することが許されるようになって
いたのであるが、右の官符によつてその耕食の期間は延
長され一身の間となつたのである。換言すると、右の官符
によつて、荒廢公田が農民によつて耕作された場合、その
公田は口分田と同じ扱いがなされるようになってたのである。
そればかりではない。開發の功として六年間は輪租が免ぜ
られることにもなつたのである。この規定は貞觀十二年
(八七〇年)に更にゆるめられ、耕作者が初墾の年より六年
以内に死亡した場合でも六年間は取公されることなく、ま
た輪租も免ぜられることになつた。^{②)}
公田を耕作した場合のように口分田と同じ扱いがなさ
れたとすると、口分田と公田が同じ意味で用いられるよう

になつてゆくのは必然というべきであろう。既に先に引用
した貞觀元年(八五九年)の元興寺領近江国依智庄檢田帳の
卅五下古家田の二段は口分田として班給された後も公田と
称せられているように思えるが、それはともかくとして、
次の場合は明らかに口分田と公田が同じ意味で用いられて
いる。

○ 東大寺称袖四至は、東限名張河、南限齋宮登道大、西限薜尾
野并小藏藏立、北限同名張河并八多高峯者、因之檢案内、紕繆尤
多、故何者、東大寺使所陳四至内爾、所有田地山林皆所領也者、
件四至内併彼寺領掌者、此四至内敢^(無脱力)有他人所領、然而百姓口分
并私田地、他人所領亦巨多也、而不拘領件他領、尤一紕繆也、

○ 但板蠅袖東四至、若指名張河、南四至指齋宮上路者、其内地
併寺家計町段步數、可被領掌者也、件東南四至内、敢不可有他領、
然而件名張河西、薦生御牧上方、添山所在寺神領田畠、私人領地
公田、其數已多、或号大屋戸、或号夏焼、然而其領主各別也、併
非東大寺領、以有其紕繆、

前者は康保元年(九六四年)九月二十五日付の板蠅袖四至紕
繆記の一部であり、後者は康保三年(九六六年)四月二日付
の伊賀国夏見郷刀禰等解の一部である。同じことを述べた
部分を引用したのであるが、前者で「百姓口分并私田地」

と述べたところを後者では「私人領地公田」と述べているから、口分田が公田とも称せられていたことが明らかである。また、後者即ち伊賀国夏見郷刀禰等解の他の部分には、右件柚四至并御牧四至、相分尤顯然也、其故何者、所謂板廻柚者、是在笠間河西方、燒原柚者在笠間河東方、笠間河者是從南流北、其末出会名張河、是即薦生御牧西四至也、御牧是有領主、又牧内治田新開田并公田、本自任図帳公驗、牧可領之、以牧領掌他人可領之、以其人領掌、公田又官物租稅每色弁進、其來尚矣」と述べてあり、「公田又官物租稅每色弁進、其來尚矣」と述べているから、公田が輪租田だったことも知られるのである。

以上述べてきたことで明らかのように、公田という言葉は、天長以降になると、従来のように無主の荒廢田を借佃した場合の輪租田だけを指すのではなく、その中に口分田をも含むに至るのである。このような公田の内容の拡大は、太政官符等にみえる公田についてもみられる。

太政官符

応諸国按田帳准_レ抛大帳_二返却_一事

右得_レ民部省解一偶、檢_レ諸国所_二進校田帳_一、損多益少、相_レ折兩數、所_レ損或国四千町已下、或国二百町以上、式云、凡勘_レ大帳_一者損進同_レ數無_レ所_二増益_一者、即申_レ省返_レ帳、夫一兩損_レ丁其責不_レ輕、

況件按損公田三四千町、応_レ輪租稻且_二四五万束_一、一損之後再復無_レ期、是則格式無_レ制、国郡忘_レ公之所_二致也_一、望_レ請、自今以後、准_レ抛大帳_一不_レ許_レ損減、若有_レ所_二損_一、為_レ例返_レ帳、但非常損者、

令_レ別錄言_上者、右大臣宣、依_レ請、

（八六二年）
貞觀四年六月五日^⑤

右の官符中に用いられている公田が口分田を含むものであることはいうまでもなからう。

右に述べたような公田と口分田の同質化は、班田収授制の崩壊に伴なう郷戸制の崩壊によつて徹底され、兩者の區別は全くなくなつて行つたのである。

班田の目的はいうまでもなく租庸調等の收取を確実に行うことにあつたが、それらはいずれも郷戸を単位として行われるのが原則だつた。延喜二年（九〇二年）三月十三日の班田勤行を命じた太政官符^⑥によると、畿内では元慶五年（八八一年）に按班田が行われて以来延喜に至るまで一度も按班田は行われず、自余の諸国においては五六十年間行われないままに來たところも多かつた。そこで延喜の頃には「遂使_レ不課之戸多領_レ田疇、正丁之烟未_レ授_レ口分、調庸難_レ濟大概由_レ此」という状態になつたという。右のことから、

少くとも畿内において元慶の頃にはまだ郷戸単位の収取が行われており、延喜に至つてもなお政府は郷戸制に執着していることが知られるのである。しかし一方において、延喜頃には郷戸制の維持し難い状態になりつつあつたことも知られるのである。そこで注目されるのは、寛平六年（八四四年）二月二十三日の太政官符が正税を土浪貴賤の区別なく耕田数に準じて班奉することを命じていることである。承平二年（九三三年）八月二十二日の丹波国牒によると、調絹は「郷々堪百姓等名」に付徴されて^⑤いた。このように郷戸制は延喜を堺として急速に崩壊してゆくのである。私は別稿で戸籍が十世初頭即ち延喜の頃を堺として有名無実化してゆくことを述べたが、この戸籍の有名無実化は郷戸制の崩壊に対応するものである。

天長以降は荒廢公田を耕作した場合口分田と同じ扱いがなされるようになったと先に述べたが、本来口分田は戸田として郷戸単位の班給されるものであつたのに対し、荒廢公田は個人に耕食が許されたのであり、実際の取扱いにおいては違いがあつたと思われる。ところが、郷戸制の崩壊はこのような違いもなくしてしまふことになつたのである。

即ち、口分田は郷戸単位ではなく個人に耕食が許されることになり、口分田と公田の同質化がここに完成するのである。従つて、この段階の公田は口分田と荒廢公田の二つの系統を引くものであり、その性質は両者のそれを併せもつものなのである。即ち、公田は耕作を続ける限りにおいて終身的利益が認められるが、耕作者は租ばかりでなく田数に依じて庸・調・出挙等の負担を有したのである。寛弘九年（一〇二年）正月二十二日の和泉国符案にみえる

既謂公田、何有私領、然則寛弘五年以往荒廢公田者、縦是雖称大名之古作、可令許作小人之申請、但有本名不荒古作、猶共欲加作者、郡司儘檢其新古之坪、可停他名之申請也、

という国衙の主張は、このような公田の性格をよく物語るものである。^⑥

以上述べてきた口分田と公田の同質化が、負名による負田^⑦名の請作制度といわれているものの成立と同一の現象を指すものであることは多言を要しないであろう。名の成立については周知の通り諸説あるが、それらの中で注目すべきは村井康彦氏の説である。^⑧村井氏は、従来の名成立に關する諸説がいずれも土地所有権と直接結びつけて論じら

れている点を批判し、律令制的収取形態の轉換過程において名成立を考えようとする石母田正氏の説を發展させられたのであるが、この点は名の本質をついたものであるといわねばならない。しかし、負担内容の変化に重点を置き、収取形態そのものの変化について殆んど触れられなかつたため「名成立の歴史的前提」を論じたに止まり、名の成立まで説明するに至らなかつた。私は、名の成立は、先に述べた郷戸制の崩壊による個人を単位とする収取形態の成立に求めるべきだと考えている。名は人でなく土地を指すのが普通であるが、これは出挙をはじめとして調庸等の諸負担が人別賦課から田率賦課へ変つてゆき、個人の耕作地の多寡が収取の基準として重要視されるに至つた結果である。口分田は戸田よりなつていたが、かくの如く口分田の系譜を引く公田は名からなつていたのである。

上述の如き公田の変化に伴なつて、当然のことながら、私田の意味するところも變つてくるのがみられる。次に引用するのは、私田の用例の初見である日本書紀天武天皇五年（六七七年）条である。

是年、將都新城、而限内田藪者不問公私皆不耕悉荒、然遂

不都矣、

右の私田は天平十五年（七四三年）の墾田永年私財法発布以前の用例であるから、永年私財田を意味するものではなく、恐らく令文中の私田と同様に有主田を意味したものであろう。令集解田令荒廢条の「其官人於所部界内、有空閑地、願佃者、任聽營種」に對する跡記には「問、三六年、及任内佃食、田租何、答、私田及墾田輪租、然則於空閑地、輪租無疑」と記されており、私田と墾田は永年私財田を區別しているのがみられる。このように私田は有主田であり、本来は墾田に永年私財田を含まなかつたと思われるのである。ところが、鴨河堤辺東西水陸田二十二町百九十五歩の耕作を許して寛平八年（八九六年）四月十三日の太政官符には、

但諸家并百姓墾田多在堤西皆用中河水、今加實檢須聽開墾、何者件等田、以堤西中河水灌漑之、不可為堤防之害、又墾畝与百姓口分交錯、縱雖不耕、而不可為放牧之地、^{（大脱力）}但三条路以南有荒廢私田五六町、曾無百姓口分、然則件田当致放牧之煩者、

とあつて、この場合の私田というのは口分田を意味せず、

墾田_一永年私財田を指していると考えられるのである。有主田である口分田が公田の中に含まれるようになれば、このように口分田等よりも所有権の鞏固な有主田である永年私財田だけが私田と称されるに至るのは当然であろう。延喜式卷二十二民部上に、

凡私墾田用_二公水_一者、論_二多少_一、収_二為_一公田_一、但水饒無_レ妨処者、不_レ論_二年之遠近_一、聽_二為_一私田_一、

とみえる公私田の用法は斯かる段階のものと考えられる。

公田が輪租田であり所当官物を国衙に納めるのであれば、これに對立する私田は不輪租田ではないかという主張が生ずるのはまた当然であろう。政事要略第五十三の、

問、治田、可在_二主稅式稱_一自余田之内_一、仍可徵_レ租云々、案_レ之、格云、墾田任_レ為_二私財_一、无_レ論_二三世_一、一身永年莫_レ取云々、稱_二治田_一者是墾田歟、已_レ為_二私田_一何徵_二官私物_一乎、稱_二自余者本載_一圖籍租田歟、又如_レ此私田、无_二本額_一之國付負_一正稅哉如何、という問はこれを物語る。この問に對して著者の惟宗允亮は、墾田・私田は輪租田であり「出挙與其来尚矣、式依_二人數_一出挙、格准_二作田_一班挙、偏稱_二墾田_一非_レ可_二遁避_一」と述べている。しかし現実には私田_一墾田の不輪租田化は進展

しているのである。この点について次に少し述べておこう。

九世紀末に出挙は田率賦課となり、十世紀後半には調庸等も田率賦課へ變つてゆくが、このことは、地方豪族層の墾田寄進行為を活潑化せしめると共に、寄進を受けた権門寺社の墾田不輪租田化運動を活潑化せしめてゆくことになる。何故ならば、広大な作田を有する地方豪族にとつて出挙・調庸等の田率賦課は負担の著しい増大であるから、彼等は寄進を通して中央の権門寺社と結託し租税の對捍を企てるのであり、一方墾田を地子田として請作にゆだねてきた権門寺社は、請作者に地子と同率の所当官物がかかることになつた結果墾田経営は危機に直面するに至り、彼等の得分維持のためにはその不輪租田化が必要となり、不輪租化の運動を熱心にはじめるのである。延喜以降に墾田_一庄園不輪租の問題が起つてくるのは右の事情によるのであり、東大寺等の広大な庄園がこの頃多く荒廢に帰していつたのも右の事情によるものと考えられる。かくして現作の墾田_一私田（永年私財田）は不輪租田という結果になり、私田（永年私財田）は不輪租であるとの原則が成立していつたと考えられるのである。

五

前節において十世紀以前の史料に即して公田の考察を行つてきたが、それは十一世紀以降になると再び公田の意味する内容が變つてくるからである。斯かる点から先ず注目されるのは、長和二年（一〇一三年）十一月九日付の弘福寺牒に対して加えられた国司免判の次の部分である。

見作或注寺田、或無色無図者、至干寺田注者、免除租稅先了、至干無色無図注者、已為公田、雖可付徵官物、寺家所愁領掌年久者、依事功德、任代々國判免除租稅又了、

右の文中の「至無色無図注者、已為公田」といふ言ひ方は、今まで述べてきた公田の用法をそのまま適用すると墾田永年私財法と明らかに矛盾する。何故ならば、無色無図と註した土地即ち田図に今まで記載されないうち土地は未開の荒地であり、公水さえ用いないで開墾すれば開墾し私田として永年私財が認められるはずだからである。墾田永年私財法が廢止されたとは考えられないから、当然公田の意味する内容に變化がおこつたと考えられる。

次の文書に注意しよう。

政所下 黒田柚司并住人等

可早隨公田領主藏人所勘、造進材木事、

右、件田堵等、寄事寺役、不隨領主之所勘之由、甚不本事也、早件材木可造進、若有致難洪之輩者、有後誠歎者、所仰如件、不可違失、故下、

（一〇九〇年）
寛治四年十一月六日

（三綱署判省略）

右で「公田領主藏人」といふのは藤原保房のことである。彼の所領は伊賀国名張郡矢川・中村の地にあつた。この保房の所領はもと庄号を称していたが、永保三年（一〇八三年）に国司藤原清家が庄号を廢すべきことを主張して相論が起り、応徳元年（一〇八四年）の官宣旨によつて保房の領掌が認められはしたが、庄号を称するには至らず、官物は国衙に弁済すべきことが定められたところである。右の政所下文ではこの土地が公田と称されているのである。永保三年（一〇八三年）の相論において国司は「件処是数代之間為公田、勤仕國役、專不可得庄号、称庄園者、依公驗相伝、数代免判、証拠分明、所得之号也」と述べており、この国司の主張によると、公田といふのは、領主権の有無は問題で

なく、国役を勤仕する即ち国衙に所当租税官物を納めるべき土地を指すのである。そうしてこの公田に対立する言葉は私田でなく、免判を得たところの庄園であつた。

以上述べたことで明らかのように、十一世紀初頭以降になると、輪租か不輪租かということだけが公田であるか否かを決定する要素となつてくるのであり、永年私財の認められた土地であるか否かは問題でなくなつてくるのである。そうして、このような公田に対して所当租税官物を免除された田地即ち不輪の地は庄園と称せられるのである。この

ような変化は何故起つたのであろうか。これと関連して考えなくてはならないのは、公田私領化の問題である。公田の私領化については別稿で詳細に述べたのでここで再説しないが、十世紀以前には「既謂公田、何有私領」^⑧といわれた公田に十一世紀初頭以降になると全面的に領主権が認められるに至るのである。この結果公田はすべて私領化し、私領であるところから庄号を称するのであるが、前節で述べたように当時においては墾田(永年私財田)不輪租の原則が成立していたと考えられるのであり、この墾田(永年私財田)が庄号を称していたところから両者の間がまぎらわし

く、国衙としては特に「称庄園者、依公駿相伝、数代免判、証掘分明、所得之号也」と主張する必要があつたのである。かくして公田「輪租田、庄田」不輪租田の原則が成立するに至つたと考えられる。従つて、十一世紀初頭以降においては、立庄ということが同時に不輪租を得ることをも意味するに至るのである。

長元元年(一〇二八年)の武蔵国大里郡坪付^⑨はかなり大部なものであるが、坪々に註記されている田種は「菱」「公」「乗田」「庄」の四種類だけである。「菱」が何を意味しているかわからないが、「公」は公田(畠)で輪租田(畠)、「乗田」は輪地子田、「庄」は庄園で不輪租田を意味するものであることはいうまでもあるまい。

次の文章によると、乗田(輪地子田)も公田と称される場合があつたもののようである。

観世音寺三綱等解、申請 国裁事

請彼特任先判旨裁免、号黒嶋庄勘返公田老町捌段大分勘責系綿等状

八丈糸式両 綿式兩參分參朱

右件勘返田、従満町坪之内、被勘出剩田也、而去年注子細、蒙

国裁之日、早以被 裁免先了、随則仰 明政貴之処、尚称件分、八丈糸并白綿之使、押責之旨、尚不知其理者、任 先例、為被裁免、言上如件、望請国裁、被裁免、重仰 嚴重矣、以解、
(一〇八八年)
 寛治二年壬子十月八日 (三綱審判省略)

右において勘返せられた公田一町八段大というのは、庄内の満町の坪の内から勘出された乗田のことであつた。従つて、この場合、乗田＝公田と使用されていると考えてよいであろう。このように乗田を公田と称するのは、恐らく、乗田の地子率と公田の所当租稅官物の量が殆んど同じであり、共に国衙の收納の及ぶ田地で、両者の間に実質的な差違がなかつたからであろう。平安時代も末期になると乗田という言葉の用例がみられなくなるが、これは乗田（輪地子田）が公田（輪租田）の中に含まれて全く同質化していつた結果であろう。

む す び

以上述べてきたように公田という言葉の意味する内容は一樣でなく、律令制的土地制度の変遷に伴なつて變つていつたのである。本稿ではその過程を詳細にあとづけていつ

たのであるが、最後に、以上の考察に基づいて庄園制の成立過程を概観し、結びとしたい。

庄園の系譜を大化前代の屯倉田莊に求めることはさておくとして、庄園成立の起点を天平十五年（七四三年）の墾田永年私財法の發布に求めることは異論のないところと思われる。しかし、十世紀初頭頃までの庄園というのは大部分が輪租田であり、中央の権門寺社の熱心な墾田獲得運動にもかかわらずその田積は決して多くなかつたと思われる。十世紀に入る頃から地方豪族の墾田寄進行為が活潑化し庄園は増大していつたと考えられるが、墾田自体が公田（口分田を含む）に比べて非常に少なかつたと思われるところからそれほど庄園が増大したとは考えられず、その拡大も諸官符にみえているような非合法な方法によるものが多かつたと思われる。この時期においてはじめて庄園不輪租の問題がおこつてくるのである。即ち、中央の権門寺社は自己の得分を維持するためにも寄進者たる豪族の要望を満たすためにも庄園の不輪租田化が必要となり、熱心に運動を行つて庄園不輪租の原則をつくりあげてゆくのである。十一世紀に入ると国衙によつて公田に領主権が認められるよう

になるが、このことは庄園を飛躍的に増大させる最大の原因になつたと考えられる。即ち、ここにおいて、作田の大部分を占める公田が中央の権門寺社の所領となる途がはじめてひらかれるに至つたからである。かくして、地方豪族の私領寄進等を通じて、一国の半ば近く或はそれ以上が庄園で占められるというような現象が生じたのであるが、この場合、墾田の系譜を引く以前からの庄園は本免田として特に不輸権が鞏固に認められたものごとくである。かくして庄園制は成立するのであるが、庄園領主は、不輸権を更に確実なものとしてゆくために不入権をも獲得していつたことは周知のところである。

庄園制の成立についてはなお詳細に述べなくてはならないことが多いが、本稿の主題から離れることとなるので、別の機会にゆづることにし、これで一応筆を擱くことにしたい。

- ① 松岡久人氏「百姓名の成立とその性格」(『日本封建制成立の研究』所収)「郷司の成立について」(『歴史学研究』二一五号)、吉田晶氏「田堵の成立について」(『ヒストリア』一六号)、「郷司制成立に関する若干の問題」(『ヒストリア』二三号)、村井康彦氏「名成立の歴史的前提」(『歴史学研究』二一五号)「庄

園と寄作人」(『中世社会の基本構造』所収)、戸田芳実氏「国衙領の名と在家について」(『中世社会の基本構造』所収)等の諸論文。

② 「賃租制の一考察」(『史学雑誌』第六二編九号、六八頁)。

③ 寧楽遺文上巻、二八一頁。

④ 令集解卷十二、田令田長条「段租稲二束二把、町租稲廿二束」の註釈に所引。

⑤ 延喜式卷第二十六、主税上、勘租帳条。

⑥ 古記成立年代の上限は坂本太郎氏の研究によつて天平十年正月まで繰下げられ(『史学雑誌』四三ノ七、二六頁)、下限は青木和夫氏によつて天平十一年五月まで繰上げられ(『史学雑誌』六三ノ二、二二頁)、大体この間に古記は成立したと考えられているようである。

⑦ 「律令時代の土地所有権」(『法制史論集第二卷』一〇～一一頁)。

⑧ 延喜式卷第二十六、主税上、勘租帳条。

⑨ 令集解卷十二、田令六年一班条「神田寺田不在此限」の註釈中。

⑩ 政事要略卷五十三、交替雜事(雜田)。

⑪ 平安遺文、三〇二号文書。

⑫ 平安遺文、一九三号文書。

⑬ 寧楽遺文下巻、六六二～六八九頁。なお引用の部分は六七〇頁。

⑭ 平安遺文、一二八号文書。

⑮ この太政官奏では「販売」が「賃租」になり、また公田の佃を雑用にあててことを述べていないが、これが大宝令の改正点とは考え難いから、今まで公田の佃は地方で消費させていたのを改めて中央に送らしめるようにしようとしたものであろうか。早川庄八氏は、このような考え方を批判されているが、この奏上の行われた理由については述べておられない(「公租稲制度の成立」『史学雑誌』 六九ノ三)。

⑯ 類聚三代格卷十五、諸司田事。

⑰ 類聚三代格卷十五、職田位田公廩田事。

⑱ 類聚三代格卷八、農桑事。

⑲ 「公田というのは本来乗田を呼んだものであつて、賃と租との二つの方法で佃したことが集解にみられるのである。班田地が公田と呼ばれるにいたつたことは、明らかに、これらの土地の経営の仕方がもとの賃租的なものとなつたことを想像させる。」(松本新八郎著『中世社会の研究』一四〇頁) というような見解があり、これは或程度受入れられている様である。阿部猛氏は『名』の発生について(『史潮』五五号)の中で右の松本氏の説を祖述しておられる。これに対し村井康彦氏は「口分田の公田化とは、口分田を耕作地としてこれを賃租経営に切り換へたことではなく、口分田から地子・官物を徴取する限りで、すなわちその負担関係において公田——本来の公田——乗田は地子田である——化されたものといえるのである。」(「名成立の歴史的前提」)と松本氏の説に批判を加えられたが、公田・乗田説をあらゆる公田の用例にあてはめてゆこうとする点におい

て松本氏の考え方と異なるものでない。

⑳ 類聚三代格卷八(農桑事)所載、貞観十二年十二月廿五日付太政官符。

㉑ 平安遺文、二七五号文書。

㉒ 平安遺文、二八四号文書。

㉓ 類聚三代格卷十五、校班田事。

㉔ 類聚三代格卷十五、校班田事。

㉕ 類聚三代格卷十四、出拳事。

㉖ 平安遺文、二四〇号文書。この際に見える名が人を指すか土地を指すのか両説あつて定まらないところであるが、名が律令制的取取に用いられた言葉であることを忘れてこれを論ずるならば無意味な議論とならう。本来からいえば名はあくまで人を指す言葉である。ただそれが取取と関係して用いられた場合には名が耕地を保有していることが前提されているのであり、かかる観点からいえば取取と関係して用いられた名はすべて土地を意味しているともいえる。取取が人別に行われる場合は名の保有地が強く意識されないため、名の有する土地の意味は表面には現れてこない。これに反し耕田數に准じて取取が行われるに至れば当然名の保有地の多寡が問題にされ、土地に対する関心が深まり、今迄表面化しなかつた名の有する土地の意味が強く前面に押し出されてくるのである。承平二年には出拳しかまだ田率賦課になつていないから、名は人を指すが少し土地の意味を含むということにならう。このようなおかしな表現をとらざるをえないのは、名が人を指すか土地を指すかという議論を

のものがおかしいからである。

②7 「現存平安時代戸籍の考察」〔『日本史研究』三九号〕。

②8 平安遺文、四五七号文書。

②9 松岡久人氏は「百姓名の成立とその性格」第四節において公田というのは口分田をさすのであると述べておられる。しかし、既述の如く公田は口分田の系譜を引く土地を含むものではない。が、松岡氏のいわれるように公田≠口分田ではない。

③0 負名については戸田芳実氏前掲論文を参照されたい。

③1 「名成立の歴史的前提」。

③2 類聚三代格卷八、農桑事。

③3 出拳の田率賦課への過程については村尾次郎氏の論文「官稱分班の基準」〔『芸林』九ノ三〕が詳細である。永祚元年（九八九年）の尾張国郡司百姓等解では調庸等が田率に賦課されていたことが明らかで、これについては既に多く言及されているの

で周知のところである。

③4 平安遺文、四六八号文書。

③5 平安遺文、一二九〇号文書。

③6 平安遺文、一一九三・一二〇五・一二一〇各号文書参照。

③7 平安遺文、一二〇五・一二一〇各号文書。

③8 「公田変質の一考察」〔『歴史評論』一〇六〕

③9 平安遺文、四五七号文書。

④0 平安遺文、四六一〇号文書。

④1 この地は利根川と荒川の両河にはさまれた平坦な地であり、しばしば両河の氾濫・河流の変動にあつたところであるから低湿地が多かつたと考えられる。従つて「菱」というのは菱の繁茂した沼沢地を指すものであろう。

④2 平安遺文、一二六八号文書。

transition. Correct knowledge should be supplied by the then fact, the Peloponnesos War, which followed many disasters that ever had and gave chances of many-sided investigation in human character. The constancy of humanness helps one to have foresight corresponding to similar facts. Supported by the spirit that a brave and farseeing leader could make a honourable polis in history, he thought correct writing of facts made 'eternal possession'.

On *Kôden* 公田

by

Yasuo Izumiya

Because of a wide-spread and easy-going conception that *Jôden* 乘田 stood for the very *Kôden* 公田 meant by *Ryônoshûge* 令集解, in spite of a frequent appearance of the word '*Kôden*' in resources of *Ritsuryô* 律令 era, the fundamental study on this point seems to be untouched, but without this full recognition one cannot fully understand the transition of landholding system in *Ritsuryô* system and the formation of manorial system. From this point of view this article tries to research *Kôden* fundamentally. *Kôden* meant originally farm land before *Kubunden* 口分田, while it, by being cultivated, seemed to be treated as *Yuchishiden* 輪地子田. By enforcement of the *Yôrô* 養老 law, however, it was authorized to earn by cultivating for six years as *Yusoden* 輪租田; in the first year of *Tenchô* 天長 the period to earn by cultivating was postponed to life-time. Along with the dissolution of the *Gôko* 郷戸 system, *Kôden* was identified with *Kubunden*. After the eleventh century the authorization of lord right on *Kôden* resulted in the use of the word *Kôden* which meant *Yusoden* correlative against *Fuyuso* 不輪租 manor. Such transition of *Kôden* naturally followed change in meaning of *Shiden* 私田 and manor.

Life of City Nobles at the Beginning of the Tokugawa Era

by

Shûichi Murayama

The life of city nobles, from the *Azuchi-Momoyama* 安土桃山 period to the first *Edo* 江戸 period, so-called reorganized feudalistic